

(平成24年12月19日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件

神奈川国民年金 事案 6963

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月

私の国民年金の加入手続は、昭和46年3月に会社を退職した後に、私の母親が行った。

申立期間の国民年金保険料については、母親が家族の分の保険料と一緒に金融機関や自宅に来ていた集金人に納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、自身の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金に任意加入し、自分が60歳になるまでの期間の保険料を全て納付していることから、その母親の国民年金に対する关心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び国民年金被保険者名簿の「46.11」の記載から、昭和46年11月頃と推認され、その時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間は1か月と短期間である。

さらに、申立人の特殊台帳によると、申立期間の分と推認される過年度納付書が発行されていることが確認できることから、同納付書により、当該期間の国民年金保険料を過年度納付していたとしても、不自然ではない。

他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6964

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年7月

私は、結婚前からA区に住んでいたが、昭和50年2月に結婚後、私の義母が、義父母の居住するB町で私の国民年金の加入手続を行い、私と夫の国民年金保険料を51年6月まで納付してくれていた。

昭和50年12月からC市D区に転居し、夫婦で始めていた自営業の収入が増えて国民年金保険料も納付することができるようになったので、51年7月からは、私が夫婦二人分の保険料を納付するようになった。

昭和52年に同市E区へ転居した際に、区役所の窓口で私の国民年金保険料が、1か月分未納であると言われたため、改めて調べてもらったところ、「こちらの間違いました。確かに払っています。」と言われたので、「二度と間違が無いように。」と確認したことをはっきり憶えている。

私の夫の申立期間の国民年金保険料は納付済みであり、昭和52年の転居の際にも納付済みであると確認しているにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年7月から自身とその夫の二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、i) 申立人の申立期間の前後の保険料は納付済みとなっていること、ii) 市の国民年金保険料収納一覧表（昭和51年度）では、納付済期間を含む同年4月から同年9月までの保険料は、申立人及びその夫とも「未納」とされているが、オンライン記録では、一緒に保険料を納付していたとするその夫については、当該期間の保険料は「納付済み」となっていることなどから、申立人が、1か月と短期間である当該期間のみ、保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8128

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月30日から同年9月1日まで

B社の関連会社であるA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間は、同社で継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるが、昭和40年4月1日に資格を取得し、同年8月31日に離職した旨の記録が確認できるところ、当該雇用保険の資格取得日が申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日と一致しており、当該加入記録は同社に係るものと判断できることから、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和40年9月1日に、同社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連

資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 8129

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を 103 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A 社 B 工場における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された個人別給与台帳により、申立人は、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、個人別給与台帳において確認できる保険料控除額から、103 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 8130

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 1 日から 22 年 6 月 1 日までの期間について、申立人の A 社（現在は、B 社）C 事業所における資格取得日は 20 年 12 月 1 日、資格喪失日は 22 年 6 月 1 日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 20 年 12 月から 21 年 3 月までは 100 円、同年 4 月から 22 年 5 月までは 300 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 1 日から 27 年 6 月頃まで

私は、学校を卒業後、A 社 D 事業所に入社し、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 11 月 1 日まで勤務していた。その後、同社 C 事業所に異動し、27 年 6 月頃まで勤務していたが、オンライン記録によると、同社 C 事業所に係る申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 20 年 12 月 1 日から 22 年 6 月 1 日までの期間について、A 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記載は無いものの資格取得日が 20 年 12 月 1 日で、申立人と氏名及び被保険者台帳記号番号が一致し、生年月日が異なる基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるところ、E 年金事務所は、「当該未統合記録は、申立人の被保険者記録である。」と回答している。

また、前述のとおり、被保険者名簿及び旧台帳には、厚生年金保険の被

保険者資格喪失日に係る記載が無いが、旧台帳において、申立人の標準報酬月額が昭和 21 年 4 月 1 日及び 22 年 6 月 1 日に改定されていることが確認でき、当該改定の記録を前提とすると、申立期間のうち、20 年 12 月 1 日から 22 年 6 月 1 日までの期間において、申立人は、A 社 C 事業所に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、A 社 C 事業所の事業主は、申立人が昭和 20 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められるとともに、申立人の同社 C 事業所に係る資格喪失日は 22 年 6 月 1 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、旧台帳の記録から、昭和 20 年 12 月から 21 年 3 月までは 100 円、同年 4 月から 22 年 5 月までは 300 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 6 月 1 日から 27 年 6 月頃までの期間について、B 社は、「申立人に係る人事記録等は保管していない。」と回答している。

また、オンライン記録において、A 社 C 事業所の当該期間に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、回答のあった全員が、「申立人を記憶していない。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月1日から46年1月14日まで

厚生年金保険の記録では、A社において昭和45年8月1日に資格喪失、C社において46年1月14日に資格取得となっており、申立期間が被保険者期間となっていないが、関連会社に出向しただけであるので、被保険者期間に欠落が生じるのはおかしい。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社は昭和46年1月14日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているが、同社は、「C社における厚

生年金保険の適用事業所の加入申請が、当初、昭和 45 年 8 月 1 日の予定であった。」と回答していることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から同年 12 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 8132

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和35年1月4日に、同資格の取得日に係る記録を36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、34年12月は1万8,000円、36年4月から同年8月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年12月1日から35年1月4日まで
② 昭和36年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和32年3月15日にA社に入社し、平成10年1月6日まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社C工場から同社D工場へ転勤した頃の期間及び同社D工場から同社C工場へ転勤した頃の期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された辞令及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年1月4日に同社C工場から同社D工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和34年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、B社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書にA社D工場における資格喪失原因について、

「36. 3.31 転勤」と記載されていること、及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和 36 年 4 月 1 日に同社D工場から同社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和 36 年 9 月の社会保険事務所の記録から、2万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの申立期間①の喪失日及び申立期間②の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

神奈川国民年金 事案 6965

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 51 年 11 月までの期間、53 年 10 月から同年 11 月までの期間、56 年 8 月から同年 9 月までの期間、57 年 8 月から同年 9 月までの期間、58 年 8 月から同年 11 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 9 年生

住所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 昭和 50 年 6 月から 51 年 11 月まで
② 昭和 53 年 10 月から同年 11 月まで
③ 昭和 56 年 8 月から同年 9 月まで
④ 昭和 57 年 8 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 58 年 8 月から同年 11 月まで
⑥ 昭和 59 年 4 月から同年 5 月まで

私が昭和 50 年 5 月に退職後、すぐに、妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。私の国民年金保険料については、当初は、妻が区役所の窓口で毎月納付し、その後、私名義の預金口座を使って口座振替により納付していたこともあったと思うが、はっきりとは覚えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が昭和 50 年 5 月に会社を退職後、すぐに、妻が区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び同区の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の加入手続は、51 年 11 月頃に行われたと推認でき、50 年 5 月に会社を退職後すぐに加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の主張と相違する。

また、申立期間の国民年金保険料については、当初は、妻が区役所の窓口で毎月納付し、その後、申立人名義の預金口座を使って口座振替により納付していたこともあったと思うとしている。しかし、上記被保険者名簿には申立人が保険料を口座振替で納付していた記録は見当らない。

さらに、申立期間は6回、合計30か月にわたっており、これだけの回数の事務処理を行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6966（事案 5590 及び 6725 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年11月

私は、申立期間当時住んでいた市の市役所支所で、1か月分の国民年金保険料を納付した。

その際に、それまで持っていた年金手帳を持って行ったが、その手帳は不要だと言われ、その手帳とは別の新しい年金手帳を渡され、領収書代わりだと言われた。

基礎年金番号制度ができた当時勤務していた会社に、その年金手帳も含めて合計3冊の年金手帳を預けたが、上記の新しく交付された手帳だけが返却されず、その記録だけが統合されなかつたために、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いのではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを証する新たな資料として、その会社の同僚の「証明書」を添付し、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、申立人は、平成3年11月に市役所の支所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、同支所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、i) 申立人の国民年金の被保険者資格は、12年7月に3年11月まで遡って取得していることがオンライン記録により確認でき、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、ii) 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、23年6月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てにおいて、申立人から、上述の内容について再度調査してほしいとの主張がなされたため、当委員会において改めて調査を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、申立人が申立期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたとは考え難いため、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成24年6月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間後の平成5年8月に入社した会社の同僚の「証明書」を資料として提出しているが、申立人自身は、申立期間当時、当該同僚との交流は無かったとしており、当該同僚に、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する聴取を行うこともできなかった。このため、当該資料は、申立人が当該期間において国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したことを示す資料には当たらず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、当該期間当時、申立人と同居していたとする申立人の母親からも、申立人が当該期間の保険料を納付したとするまでの証言を得ることはできず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6967 (事案 6391 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 53 年 3 月から 57 年 12 月まで
② 昭和 58 年 1 月から 62 年 3 月まで

私は、前回、昭和 58 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、特例納付により、私が 20 歳に到達した時点まで遡ってまとめて国民年金保険料を納付し、同年同月からは、口座振替により保険料を納付していたとして申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回の再申立てに当たり、新たな資料として、私名義の預金口座に係る、A銀行（当時は、B銀行）の昭和 58 年 1 月から 59 年 10 月までの普通預金・納税準備預金・従業員預り金取引推移一覧表、C銀行の 58 年 7 月から 63 年 12 月までの預金元帳及び同銀行の平成元年 1 月から同年 3 月までの預金月間取引明細表を提出する。

申立期間の記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 1 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、特例納付により遡ってまとめて納付し、申立期間②の保険料については、口座振替により納付していたと主張しているが、i) 申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、市の国民年金被保険者名簿の記載から、63 年 3 月と考えられることから、申立人の主張と一致していない上、申立人が加入手続を行ったとする 58 年 1 月の時点であっても、特例納付は実施されていないことから、特例納付により申立期間①の保険料を納付することはできること、ii) 申立期間②の保険料について、申立人は、口座振替により納付していたとしているが、申立人が当該期間当時居住していた市で、口座振替による保険料の納付が可能になったのは平成元年 4 月以降

であると確認できることから、申立人の主張とは一致しておらず、当該期間の保険料の納付状況が不明であること、ⅲ) 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等から、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料として、申立人名義の預金口座に係る、A銀行の昭和 58 年 1 月から 59 年 10 月までの普通預金・納税準備預金・従業員預り金取引推移一覧表及びC銀行の 58 年 7 月から 63 年 12 月までの預金元帳が提出されたが、当該資料には、国民年金保険料相当額が出金されていた形跡は見当たらず、また、同時に提出された同銀行の平成元年 1 月から同年 3 月までの預金月間取引明細表は、申立期間後のものであることから、これらの資料を、記録訂正につながる新たな資料等に当たるものと認めることはできない。

また、口頭意見陳述においても、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6968

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年3月までの期間、同年7月から55年3月までの期間、61年4月から62年6月までの期間及び平成元年4月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年3月から48年3月まで
② 昭和48年7月から55年3月まで
③ 昭和61年4月から62年6月まで
④ 平成元年4月から5年2月まで

私が会社を退職した昭和46年頃に、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。国民年金に加入してから60歳までの国民年金保険料の納付については、私は一切関与していないが、母親又は妹が集金人制度又は他の方法で納付していたはずである。

また、私が60歳に到達した平成5年に、A社会保険事務所（当時）から、「国民年金 老齢基礎年金の受給について」という文書が郵送されてきた。その文書には、「将来、老齢年金が受けられるか、受けられないかの瀬戸際に立たされております。まだ間に合います。あなたの今後の計画について相談を行います。」という内容が記載されていた。その後に、B市役所の国民年金担当の人から、「今から、国民年金保険料を毎月10万円ずつ1年間払えば年金受給資格ができる。」という内容の電話があったため、私は、その保険料が、どこの部分のことか全く分からぬまま、1年間、毎月10万円ずつ、担当者の個人名宛てに保険料を現金書留により送金した。

私は、前述のとおり市役所の担当者の電話での指示に従い、合計約120万円の国民年金保険料を納付したことから、私には年金の受給資格があると思っていたが、65歳に到達しても年金は受給できなかった。その後、私は、母親の介護や自身の体調を崩したことで、年金のことについては忘れ

ていた。しばらくして年金問題が社会問題になってから、社会保険事務所（当時）や市役所で説明を受けたところ、年金受給資格が無いことが分かったため、複数の専門家に相談したところ、i) 平成5年当時、保険料が未納となっている期間があったので、その保険料として遡って充当された可能性や、ii) 国民年金の受給権を得るために60歳から任意加入し、それ以降70歳までの保険料として処理された可能性があると聞かされた。

いずれにしろ、年金受給資格が得られるだけの期間の国民年金保険料は納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和46年頃に、その母親が市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、母親又は妹が集金人制度又は他の方法で納付していたはずであると主張しているが、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ってくれたとするその母親及び妹は既に他界しており、証言を得ることができないため、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、60歳到達後、市から国民年金の受給資格に関する電話を受け、国民年金保険料を毎月10万円ずつ、1年間にわたり現金書留で納付したと主張しているが、i) 市では過年度の保険料の収納は行っていないこと、ii) 被保険者は、社会保険事務所、指定金融機関及び郵便局で過年度の保険料を納付することは可能であったものの、当該事務所では現金書留による保険料の収納は行っていたなかったこと、iii) 平成5年時点で申立期間①から③の期間及び④の大半の期間の保険料は、時効により納付（充当）することはできないことから、保険料の納付方法が申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 6969

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月から56年3月まで

私の国民年金については、父が全てを管理し、間違いなく私が20歳になった昭和49年＊月から国民年金保険料を負担して納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が20歳になった昭和49年＊月から国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間の始期以前から51年頃まで居住していたとするA市ではなく、その後に転居したB区において払い出されたものであり、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、56年8月頃と推認でき、その時点で申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間である上、A市において、申立人の別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は、既に亡くなっており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況については不明である。

さらに、申立期間は77か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり複数の行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6970

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 6 月から 13 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 54 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 11 年 6 月から 13 年 2 月まで

私が 20 歳になった平成 11 年 * 月頃、市役所から国民年金に関する冊子と一緒に納付書や年金手帳が郵送されてきた。

申立期間の国民年金保険料については、母親が私と兄の二人分の保険料を数か月ごとに一括して納付書により郵便局で納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿を母親が所持しているので、それを提出する。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が記入していた家計簿に、申立人とその兄の保険料額が記載されており、その兄の保険料は納付済みとなっていることから、申立人も同様にその母親が保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、 i) 当該家計簿は、実際のその月の収入額及び支出額と、その月に納付すべき保険料等の予定額が混在して記載されていること、 ii) オンライン記録では申立人とその兄の数か月分の保険料が一括して納付されている月について、当該家計簿の支出欄では、その金額の記載が確認できること、 iii) 当該家計簿によると、申立人の平成 13 年 3 月分及び同年 4 月分の保険料を納付した記載が見られるが、オンライン記録によると、当該期間は学生納付特例期間であることから、保険料を納付していれば、還付となるはずであるにもかかわらず、オンライン記録にはその記録が無いことなどから、当該家計簿を当該期間の保険料を納付したことを示す資料として認めることはできない。

また、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、

基礎年金番号に基づき国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下であることを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかつたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6971

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 51 年 8 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 51 年 * 月頃に、私の父親が、私の国民年金の加入手続を実家のある町役場で行ってくれた。私は、その当時発行された年金手帳の記憶は無く、現在も年金手帳を所持していない。

申立期間の国民年金保険料については、私が学生であったため、父親が納付してくれていた。父親は既に亡くなっているため、保険料額、納付頻度等具体的なことは分からぬが、父親はきちんとした性格であったので、私の保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 51 年 * 月頃に、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親は、既に他界しており、証言を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録においても、国民年金の被保険者資格を確認することができないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、その主張と一致しない。

さらに、申立期間は 116 か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間に

わたり行政機関が事務処理を誤るとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川国民年金 事案 6972

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年2月から平成3年3月まで

私の母親は、私が20歳になった昭和62年＊月頃に、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が大学を卒業するまで、母親が同市役所で毎月納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和62年＊月頃に市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が大学を卒業するまで、同市役所で、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界しており、証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録等から、平成3年11月と推認されることから、申立人の主張する時期と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間当時、大学生であったと述べていることから、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、i) 申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日は、学生が強制加入となった平成3年4月1日と記載されていること、ii) オンライン記録においても、申立人が、同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得し

た記録は確認できること、ⅲ) 申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8133

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月頃から38年11月1日までの期間、40年1月頃から43年2月8日までの期間及び45年12月1日から48年7月11日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月10日から45年12月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月頃から38年11月1日まで
② 昭和40年1月頃から43年2月8日まで
③ 昭和43年9月10日から45年12月1日まで
④ 昭和45年12月1日から48年7月11日まで

妻は、申立期間①はA社（現在は、B社）C支社に、申立期間②はD社E工場に、申立期間④はF社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間③のG社（現在は、H社）に勤務していた期間について、国の記録では脱退手当金を支給済みとされているが、妻は受け取っていない。

申立期間①から④までを被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社C支社に勤務していたと主張している。

しかし、B社が保管する厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の資格取得年月日は昭和38年11月1日と記載されており、当該資格取得日は、

A社C支社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録の資格取得日と一致している上、B社は、申立人の申立てどおりの届出及び保険料控除は行っていないと回答している。

また、上記被保険者名簿から住所が判明した元社員8名に照会したところ、いずれの元社員からも、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、申立人は既に死亡しているため、同僚及び上司の名前を聴取することができないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、D社E工場に勤務していたと主張している。

しかし、D社は、当時の人事台帳等の資料が無く、申立人に係る保険料控除等については不明であると回答している上、同社の担当者は、「雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていたと思う。」と述べているところ、申立人の雇用保険の資格取得日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致している。

また、D社E工場において、厚生年金保険被保険者記録がある元社員20名に照会したところ、回答があった16名のうち、1名は申立人を記憶しているものの、入社時期については分からないと回答している。

さらに、申立人は既に死亡しているため、同僚及び上司の名前を聴取することができないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間④について、申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人は、当該期間のうち、昭和48年5月1日以降の期間においてF社に勤務していたことが確認できる。

しかし、F社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年7月11日（以下「新適日」という。）であり、申立期間④当時は適用事業所となっていない上、同社に係る事業所別被保険者名簿では、元事業主、申立人及び同僚の計3名がいずれも新適日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡している上、新適日に資格を取得している同僚も連絡先が不明のため、申立期間④当時の保険料控除等について聴取することができない。

さらに、申立人は、昭和45年12月から48年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料

を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、G社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③の脱退手当金は、申立人の資格喪失日から約5か月後の昭和46年5月7日に支給決定されている上、支給月数に誤りは無く、支給金額も法定支給額と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は既に死亡しているため、当時の状況を聴取することができない上、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年4月1日から25年4月1までの期間及び37年10月8日から39年3月頃までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月1日から37年10月8日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和2年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年4月1日から25年4月1日まで
② 昭和25年4月1日から37年10月8日まで
③ 昭和37年10月8日から39年3月頃まで

申立期間①について、昭和21年4月1日にA社に入社したが、オンライン記録では、25年4月1日に資格取得したことになっている。

申立期間②については、脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無い。

申立期間③について、昭和39年3月頃にA社を退社したが、オンライン記録では、37年10月8日に資格喪失したことになっている。

調査の上、申立期間①から③までを被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、入社日の特定はできないものの、申立人が当該期間のうち、一部の期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和23年9月1日であり、申立期間①のうち、21年4月1日から23年9月1日までの期間は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、複数の同僚は、「厚生年金保険の被保険者資格取得日以前からA社に勤務しており、同社への入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。」と供述していることから、当該期間当時、同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間③について、申立人は、昭和39年3月頃までA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に資格取得したことが確認できる者のうち、連絡先が判明した4名の同僚に照会したところ、全員が「申立人を記憶していない。」と供述している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、申立人は、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらぬ。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年1月18日に支給決定されているほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、37年12月19日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8135

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月頃から同年 12 月頃まで
② 昭和 42 年 1 月頃から同年 10 月頃まで

私は、中学を卒業し、申立期間①において A 社（現在は、B 社）で C 業務に従事していた。また、申立期間②において D 社で E 業務に従事していた。私と一緒に働いていた私の兄は、A 社及び D 社の被保険者として記録があるので、私も申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 社の所在地や事業内容について詳細に記憶していること、及び共に勤務していたとする申立人の兄が同社に係る厚生年金保険被保険者となっていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、自身と同じ中学校を卒業して同時期に A 社に入社し、同時期に退職したと記憶する同僚は、同社において厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、複数の同僚が記憶する入社日は、それぞれの A 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日と約 5 か月から 5 年の相違がある。

さらに、B 社は、「当時の資料が無く、申立人の保険料控除等について、不明。」と回答しており、上記の複数の同僚からも申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除に係る供述は得られなかった。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間①において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人がD社の所在地や事業内容について詳細に記憶していること、及び共に勤務していたとする申立人の兄が同社に係る厚生年金保険被保険者となっていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社の元事業主は、「勤務状況について様子を見ていたため、申立人の厚生年金保険の資格取得の届出は行っておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8136

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年4月1日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成19年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年4月1日から同年7月1日まで
② 平成19年9月1日から同年10月1日まで

私は、平成19年4月1日から20年3月31日まで、A社でB職の業務に従事していた。しかし、厚生年金保険の記録では、資格取得日が19年7月1日になっている。また、同年9月の標準報酬月額が18万円になっているが、同年の算定処理で19万円になるはずである。給与支給明細書を提出するので、調査の上、申立期間①及び②に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は、当初、平成19年7月1日と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年4月24日付けで19年4月1日に訂正されているが、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合とされている。

しかし、申立人及びD社から提出された給与支給明細書によると、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録は、当初、18万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成24年5月11日付で19万円に訂正されているが、当該記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とされていない。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与支給明細書によると、申立人の申立期間②に係る報酬月額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回るもの、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8137（事案 551 の再々々申立て、6885 の再々申立て、7619 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 8 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 8 月 2 日から 42 年 11 月 7 日まで

厚生年金保険の記録によると、私が A 社に勤務した期間については、脱退手当金として支給済みとされていたため、記録の訂正を求めたが、認められなかった。私は、脱退手当金を請求したことや受給したことの記憶は無い。前回、当時の記憶を整理したメモや手紙等の資料を提出して、再度調査をしてもらったが、記録の訂正は認められなかった。

しかし、まだ納得がいかないので、もう一度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人から提出された年金記憶メモ及び手紙等の資料は脱退手当金を受給していないことを立証する資料とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらぬことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 2 月 4 日付け、23 年 9 月 14 日付け及び 24 年 3 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料及び情報を提供することなく、脱退手当金を受け取っていないとの主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらぬことから、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では、保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない上、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8138

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 9 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 21 日から 38 年 4 月 12 日まで

A 社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金を支給されたことになっているが、私は脱退手当金を受け取っていない。申立期間の脱退手当金の支給記録について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 8 月 14 日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8139

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている申立期間の 3 回の被保険者期間が合算して支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、脱退手当金の支給決定（昭和 50 年 7 月 18 日）直前の同年 7 月 5 日に旧姓から新姓に氏名変更されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。